市民参加実施予定シート

予定 平成27年4月1日時点

担当課(障害者支援課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	重度医療費支給手続き等の条例改正	± 18 ± - 7	〈メリット〉 申請手続きの簡素化・窓口負担の軽減
名称	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正	市民等への影響	〈デメリット〉 自己負担額の発生
概要	平成27年8月診療分から、医療機関の窓口で受給券を提示することにより、受給券に記載された自己負担額のみで医療を受けられる現物給付 償還払いでの支給となる。)。 負担基準額(支給対象者が最終的に負担する額)として、一定額以上の所得がある者については、通院1回又は入院1日当たり300円の負担を 重度障害者となった年齢が65歳以上の者については、重度障害者医療費制度の対象外とする。		害者医療費の支給を可能とする(県外の医療機関を受診した場合、医療機関の窓口で受給券を提示しなかった場合等は、従来どおり

(1)市民参加の対象事項について

市民参加0	の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)					
	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの				
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの				
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの				
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない	詳しい理由				
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更						
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合						

(2)市民参加の手法について

	方法		

"	中氏学品の方法(未列系の未第十項)										
実施方法		実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由					
			審議会等	H27 1/14、21	市内の福祉関係団体、法人事業者、学識経験者、ボラン ティア団体、民生委員、市民の代表者、医師会代表者	流山市福祉施策審議会					
	_		パブリックコメント手続				(1)目的				
	牧	-	意見交換会	H27 1/16	障害者本人、保護者、家族		審議会等・・・障害者基本法に基づき、必要な審議、市長への答申または建議意見交換会・・・支給方法の変更に伴うことから、意見の聴取				
	施		公聴会				(2)理由 審議会に条例改正の内容等について諮問・答申を行う。				
			政策提案制度				現在、医療費の支給を受けている障害者、家族等からの意見を聴取する必要があると考え、意見交換会を実施する。				
			その他								

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成25	平成25年度 平成26年度						平成27年度								
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
											審議会				
											\longleftrightarrow				
											意見交換会	<u></u>	意見公表		
											Image: section of the content of the		↔		
			į			į	į								

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容•理由	変更項目	変更日	変更内容·理由